

宮城県道路公社「週休２日工事」実施要領

(趣旨)

第１ 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休２日工事の推進が求められている。

本要領は、宮城県土木部が施行する週休２日工事について、宮城県道路公社が実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第２ 原則として、宮城県道路公社が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除く。

- (1) 応急仮復旧工事など緊急の工事
- (2) その他、週休２日工事に適さないと判断される工事(実作業期間が７日未満など)

(発注種別・区分)

第３ 週休２日の種別は、「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については「交替制」とすることができる。

週休２日の区分は「通期の週休２日」と「月単位の週休２日」、「完全週休２日」に分けるものとし、発注者は工事着手前に受注者に対して「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「完全週休２日」のいずれに取り組むか協議すること。

なお、発注種別・区分の定義は以下のとおりとする。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態。

(2) 交替制

現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。

(3) 通期の週休２日

対象期間全体で、４週８休相当の休日を取得したと認められる状態。

(4) 月単位の週休２日

対象期間の全ての月において、４週８休相当の休日を取得したと認められる状態。

(5) 完全週休２日

対象期間の全ての週において、２日間以上の休日を取得したと認められる状態。

【第Ⅰ編】現場閉所型

（実施方法）

第4 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、週休2日工事である旨及び週休2日工事の種別を明示するものとする。

2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所(以下「休工日」という。)とすることを前提とした工期設定を行うものとする。

3 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して4週8休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。(明示方法は任意とする。)

4 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。

5 週休2日工事の対象期間は、現場施工に着手した日(準備期間は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間は含まない)までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

なお、受注者の責によらない場合とは天候の影響等を想定している。

6 天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等については、工期の変更や休工日、対象期間の取り扱いについて、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

7 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

8 受注者は、別図1を参考に工事現場に週休2日工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。(災害復旧事業は除く。)

9 受注者が「現場閉所型」から「交替制」への変更を希望する場合には、発注者に協議するものとし、発注者は対象期間に入る前に限り、受発注者間の協議により変更を認めることができるものとする。

なお、「交替制」へ変更する場合は対応する経費についても設計変更の対象となるので留意すること。

（実施確認）

第5 受注者は、対象期間の開始日から月毎に別紙2-1の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

(積算方法)

第6 発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」のいずれに取り組むか協議するものとする。受注者が、協議に基づき、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に、別紙3に基づき、達成した区分に応じた補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。

なお、第4条第9項に基づき「現場閉所型」から「交替制」に種別を変更する場合は、対応する経費について設計変更するものとする。

2 発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第4条第8項のPR看板の設置を含むものとする。(災害復旧事業は除く)

(工事成績考査等)

第7 休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。

※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【第Ⅱ編】 交替制

(実施方法)

第8 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、週休2日工事である旨及び週休2日工事の種別を明示するものとする。

2 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。(明示方法は任意とする。)

また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者(作業日数の合計が7日未満の臨時で従事する者など)は除く。

3 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。

- 4 週休2日工事の対象期間は、現場施工に着手した日(準備期間は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間は含まない)までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

なお、受注者の責によらない場合とは天候の影響等を想定している。

- 5 天候等による休工は休日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等については、工期の変更や休工日、対象期間の取り扱いについて、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

- 6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休日においては、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

- 7 受注者は、別図1を参考に工事現場に週休2日工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。(災害復旧事業は除く)

(実施確認)

- 第9 受注者は、対象期間の開始日から月毎に別紙2-2の記載例及び別紙3を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる実績表及び休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする

(積算方法)

- 第10 発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」のいずれに組み込むか協議するものとする。受注者が、協議に基づき、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に組み込み、達成した場合は、精算変更時に、別紙3に基づき、達成した区分に応じた補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。

- 2 発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第8条第7項のPR看板の設置を含むものとする。(災害復旧事業は除く)

(工事成績考査等)

- 第11 休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。

※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について

て工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

附 則（令和6年4月1日訓令第9号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日訓令第2号）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。